

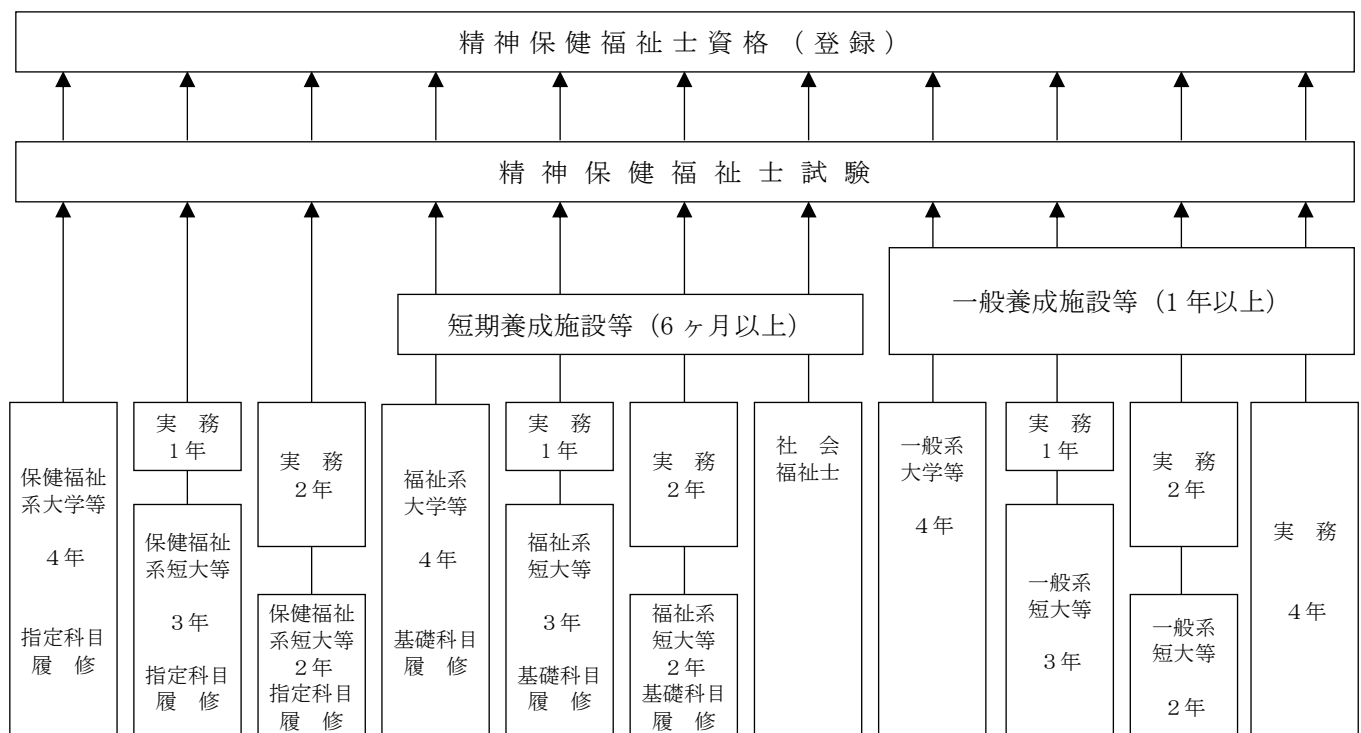
精神保健福祉士（PSW）

資格の種類		
国家	公的	その他

●精神保健福祉士とは

平成9年12月に精神保健福祉士法が成立し、10年4月1日より施行された国家資格です。精神障害者の社会復帰をめざし、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う人が精神保健福祉士です。

精神保健福祉士の資格要件



●資格取得方法

資格取得のためには、受験資格をもつ人が精神保健福祉士国家試験を受け合格することが必要です。受験資格を得る方法は次のいずれかに該当する者となっています。

(1)大学等で「指定科目」を履修した方

受験資格		
学歴等		実務経験
大学卒業	指定科目履修	
大学院への飛び入学		
大学院修了		
4年制専修学校卒業（修業年限4年以上の専門課程）		
3年制短期大学等卒業		実務経験1年以上

2 年 制 短 期 大 学 等 卒 業		実務経験 2 年以上
---------------------	--	------------

(2)精神保健福祉士「養成施設」を卒業した方

受験資格	(参考) 精神保健福祉士養成施設入学資格		
	学 歴		実 務 経 験
短 期 養 成 施 設 卒 業	大 学 卒 業 等	基礎科目履修	
	3 年制短期大学等卒業		実 務 経 験 1 年 以 上
	2 年制短期大学等卒業		実 務 経 験 2 年 以 上
	社 会 福 祉 士		

受験資格	(参考) 精神保健福祉士養成施設入学資格	
	学 歴	実 務 経 験
一 般 養 成 施 設 卒 業	大 学 等 卒 業 等	
	3 年制短期大学等卒業	実務経験 1 年以上
	2 年制短期大学等卒業	実務経験 2 年以上
		実務経験 4 年以上

※「5 年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了したもの」(法附則第 2 条) の受験資格で試験を受けることができるのは、第 5 回試験（平成15年 3 月31日）までで、この受験資格では第 6 回以降の試験は受けることができません。

【指定科目】（基礎科目は で囲んだ科目です。）

(1)従前の指定科目

指定科目	①社会福祉原論 ②社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち 1 科目 ③精神保健福祉援助技術総論 ④医学一般 ⑤心理学、社会学、法学のうち1科目 ⑥精神医学	⑦精神保健学 ⑧精神科リハビリテーション学 ⑨精神保健福祉論 ⑩精神保健福祉援助技術各論 ⑪精神保健福祉援助演習 ⑫精神保健福祉援助実習
------	--	--

(2)平成21年 4 月から平成24年 3 月までの入学者（編入学を含む） から適用の指定科目

指定科目	①人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理学支援、社会理論と社会システムのうち 1 科目 ②社会保障 ③低所得者に対する支援と生活保護制度 ④福祉行財政と福祉計画 ⑤保健医療サービス ⑥権利擁護と成年後見制度 ⑦精神保健福祉援助技術総論	⑧現代社会と福祉 ⑨地域福祉の理論と方法 ⑩精神医学 ⑪精神保健学 ⑫精神科リハビリテーション学 ⑬精神保健福祉論 ⑭精神保健福祉援助技術各論 ⑮精神保健福祉援助演習 ⑯精神保健福祉援助実習
------	--	--

(3)平成24年 4 月入学者（編入学を含む） から適用の指定科目

指定科目	①人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理学支援、社会理論と社会システムのうち 1 科目 ②現代社会と福祉 ③地域福祉の理論と方法 ④社会保障 ⑤低所得者に対する支援と生活保護制度 ⑥福祉行財政と福祉計画 ⑦保健医療サービス ⑧権利擁護と成年後見制度 ⑨障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ⑩精神保健福祉相談援助の基盤（基礎） ⑪精神保健福祉援助演習（基礎）	⑫精神疾患とその治療 ⑬精神保健の課題と支援 ⑭精神保健福祉相談援助の基盤（専門） ⑮精神保健福祉の理論と相談援助の展開 ⑯精神保健福祉に関する制度とサービス ⑰精神障害者の生活支援システム ⑱精神保健福祉援助演習（専門） ⑲精神保健福祉援助実習指導 ⑳精神保健福祉援助実習
------	---	--

「相談援助実務」とは？

実務経験の対象となる施設・事業・職種は「精神保健福祉士法施行規則（平成10年 1 月30日厚生省令第11号第 2 条）」により定められています。

この定められた施設・事業・職種において**精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行った者は**、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

相談援助の業務
(1) 相談援助とは、精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士の業務である、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことをいいます。 例としては、 ① 精神障害者の社会復帰に関し、退院後の住居や就労及び各種の給付制度などの相談に応じること。 ② 精神障害者が社会復帰を行うにあたり、どのような支援制度を利用すべきか等、退院後の生活についての助言、指導を行うこと。 ③ 規則的な生活、金銭の自己管理及び掃除、洗濯、買い物などの日常生活への適応のための必要な訓練を行うこと。 ④ その他家庭あるいは職場、学校との連絡調整や手続きなどの援助を行うこと。 等があります。 (2) 上記の業務は、医療に着目した観点から行う精神障害の予防や治療等に関する相談、助言、指導及び病棟での看護業務は含まれません。 (3) 国家試験受験資格の対象となるのは、社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていることが必要です。 主たる業務とは、必ずしも常勤若しくは有給である必要はありませんが、他の業務に就きながら社会復帰に関する相談援助を行うことがあるというような場合は、主たる業務とはみなされません。

●国家資格について

精神保健福祉士の国家試験は、厚生労働大臣により指定された(財)社会福祉・試験センターで実施されています。

(1)申込期間 毎年9月初旬～10月初旬頃

(2)試験日 毎年2月頃

(3) 試験内容

①試験の種類 筆記試験のみ

②試験科目：精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉相談援助の基盤、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、障害者に際する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度

(4)受験申込（「受験の手引」）の請求

①「郵便はがき」の裏面に、請求者の「郵便番号」「住所」「氏名」「電話番号」「精神保健福祉士受験の手引（ ）人分」と必ず必要部数等を、大きな文字ではっきりと記入して、試験センターあてに送付してください。

②ホームページからも請求できます。（8月中旬より請求窓口開設）

(5)問い合わせ先

(公財)社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6

試験案内専用電話 03-3486-7559（音声、24時間対応）

試験室電話 03-3486-7521（平日9時～17時）

〈ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>〉

(6)実施状況

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回
受験者	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434	7,375	7,186	7,085	7,233	7,770	7,144
合格者	4,338	2,586	2,704	3,415	5,670	3,589	4,111	4,470	4,482	4,456	4,434	4,488	4,219	4,865	4,062
合格率	89.1	73.2	63.1	62.3	62.7	61.6	61.3	61.3	60.3	60.4	61.7	63.3	58.3	62.6	56.9

第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	累 計
7,119	7,183	7,173	7,174	6,992	133,901
4,149	4,402	4,417	4,446	4,399	83,831
58.3	61.3	61.6	62.0	62.9	62.6

※社会福祉士の資格を取得している方が、精神保健福祉士試験を受験される場合には、一定の申請を行えば、社会福祉士との共通科目が免除されます。

●県内の精神保健福祉士の受験資格が得られる大学等

学校名	所在地	電話番号	コース
川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科	〒701-0193 倉敷市松島288	086-462-1111	4 年
吉備国際大学 保健医療福祉学部 社会福祉学科	〒716-8508 高梁市伊賀町8	0866-22-9454	4 年
旭川荘厚生専門学院 吉井川キャンパス 精神保健福祉科	〒704-8126 岡山市東区西大寺浜610	086-944-6911	1 年

●精神保健福祉士に関する情報

公益社団法人 日本精神保健福祉士協会

〒160-0015 東京都新宿区大京町2 3 番地3 四谷オーキッドビル7 階

TEL 0 3 - 5 3 6 6 - 3 1 5 2

FAX 0 3 - 5 3 6 6 - 2 9 9 3

(ホームページ) <http://www.japsw.or.jp/>

●精神保健福祉士養成校に関する情報

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

〒108-0075 東京都港区港南4丁目7-8 都漁連水産会館6階

TEL 0 3 - 5 4 9 5 - 7 2 4 2

FAX 0 3 - 5 4 9 5 - 7 2 1 9

(ホームページ) <http://jaswe.jp/>